

住民主体による通所型サービスに対する補助制度について

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)における、住民主体の通所型サービス事業に取り組む団体に対し、その経費を補助することを目的として、補助制度を創設する。

1 住民主体の通所型サービス

住民主体の通所型サービスとは、以下に掲げる「事業対象者」を対象に、地域住民が主体となって介護予防に資する活動を行う通所型事業をいう。

「事業対象者」とは、以下に掲げるいずれかに該当する者であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより、住民主体の通所型サービスの利用の必要性が認められた者をいう。

- ① 要介護認定における要支援1・2の者
- ② 基本チェックリストにより、要介護状態若しくは要支援状態になることを予防するための援助の必要性が認められた者

2 補助の活動要件及び対象団体

(1) 活動要件

- ① 事業実施場所が板橋区内であること。
- ② 介護予防に資する事業を自主的に行うこと。
- ③ 1ヶ月に概ね2回以上、事業を実施すること。
- ④ 1回あたり、概ね2時間以上、事業を実施すること。
- ⑤ 毎回、介護予防に資する活動を行うこと。
- ⑥ 概ね2ヶ月に1回以上、外部講師等を活用した専門プログラムを実施すること。
- ⑦ 団体に代表者及び支援スタッフ(ボランティア等)がいること。
- ⑧ 地区の地域包括支援センターとの連携を図ること。

(2) 対象団体

上記(1)に掲げる活動要件を満たし、住民主体の通所型サービスを適正に実施できる団体(NPO法人・ボランティア団体等)を対象とする。

3 補助対象経費

謝礼（講師及びボランティア）、会場使用料、傷害保険料を対象とし、補助金額算定基準に基づいて算定する。

4 補助金額算定基準

補助対象経費額と補助金上限額とを比較し、いずれか少ない額を補助金額とする。

補助金上限額は、事業に参加した事業対象者の延人数に応じ、下表のとおりとする。団体が年度途中で住民主体の通所型サービスを開始した場合は、事業開始月から年度末までの活動月数に応じて、補助金上限額を決定する。

なお、事業対象者に該当しない者が、住民主体の通所型サービスを利用することはできるが、補助金額算定時の参加人数に含めることはできない。

12ヶ月あたり		【参考】1ヶ月に2回、事業を実施した場合の1回あたりの参加人数
事業対象者参加延人数	上限額	
481人以上	600,000円	21人以上
361人以上 480人以下	480,000円	16人以上 20人以下
241人以上 360人以下	360,000円	11人以上 15人以下
24人以上 240人以下	240,000円	1人以上 10人以下

住民主体の通所型サービスの利用者負担金は、各団体が定めるものとするが、昼食代、材料費等の実費相当額以外に利用者負担金を徴収する場合は、補助金の対象となる経費から控除する。

5 支払方法

年1回の実績確定払いによる。

6 介護予防ケアマネジメント

住民主体の通所型サービスのみを利用する場合に、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、ケアマネジメントCとなる。ケアマネジメントCは、初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施し、その後は、利用者自身のセルフマネジメントによって、住民主体の支援の利用等を継続する。

7 対象団体の決定

10団体（別紙「住民主体の通所型サービス事業申請団体一覧」のとおり）

8 住民主体の通所型サービス開始

平成29年1月から